

平成29年度第2回大阪府市文化振興会議 議事概要

とき : 平成29年11月20日(月) 午前10時から午前11時まで

ところ : 大阪府立中之島図書館別館2階 多目的スペース3

出席委員: 橋爪会長、中川副会長、上田委員、片山委員、佐藤委員、山東委員、壺井委員、藤野委員

【概要】

1. 会議の成立について

(事務局)

- ・委員10名中8名の委員の出席により、会議が有効に成立していることを報告

2. 大阪アーツカウンシルのあり方について(議題1)

(中川副会長、事務局)

- ・大阪アーツカウンシルのあり方検討ワーキング部会において取りまとめた、「資料3 大阪アーツカウンシルのあり方について」について、部会長である中川副会長から報告(部会委員: 中川部会長、佐藤委員、藤野委員)

(橋爪会長)

- 中川部会長、佐藤委員、藤野委員には、取りまとめにご尽力をいただき感謝。
部会報告としてしっかりまとまっており、この部会報告をもって審議会としても承認したいと思うが、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

(片山委員)

- 非常に整理されていると受け取りました。
今後、「調査」や「企画」を重視していくため、報告には「新たな施策の企画の提案等」ということが書かれているが、例えば補助金プログラムの制度設計も大阪アーツカウンシルが行うのか、それとも、補助金プログラムの制度設計は行政が行い、その執行と評価を大阪アーツカウンシルが行うという従来型で留まるのか、ご説明をお願いしたい。
- 国においても2011年度から日本版アーツカウンシルが活動しているが、依然として補助金プログラムの制度設計自体を文化庁側が握っている。省から与えられたプログラムを執行するPDCAサイクルは機能しているが、補助金制度自体を見直す仕組みが組み込まれていないことが課題となっている。今回、「調査」と「企画」の機能を強化していくのであれば、補助金プログラムを実施・評価して出てきた課題を踏まえて、補助金プログラム自体の制度設計をすところまで大阪アーツカウンシル内で行える

と、より良い形になると思う。

(中川副会長)

○大変鋭いご指摘で、補助金制度に関して組み換えの提案やあり方の見直しも含めて、一定程度の役割を与えるべきかと改めて実感した。藤野委員、佐藤委員いかがでしょう。

(藤野委員)

○実際に文化振興の予算がどのくらい執行されて、助成金がどのくらい配分されるのかということと深く関係すると思う。今は既成の補助金制度の中で審査・評価するところまで終わっていると思う。

○この企画の中にはこういう問題がある、こうすればもっと魅力的になる、ということを出し、ふさわしい予算を要求するところまで、しかも行政とは距離を取って公平・透明性のもとで審査するという、予算も含めた形で制度設計し直すことが本筋と思う。

(佐藤委員)

○ご指摘のとおりだと思う。現状は、審査をして現場を見に行き、助成団体と話しをすることで、色々な課題が浮かび上がる。助成金に限らず、こうした方が良いのではないかと、という提案はしているが、それを実現するかどうかは府市が決定するため、強制力は持たない。「評価」と「審査」はやっているが、それ以上の機能が発揮できるかは今の制度設計では難しい。

(橋爪会長)

○会長として申し上げますが、大阪アーツカウンシルは、大阪府と大阪市が条例に基づき設置している審議会の部会となっている。

○都道府県と政令市の文化施策を一元化する審議会は前例がなく、部会としてアーツカウンシルを設置することも前例がない。審議会なので、ここで果たせる役割は審議会条例の中で定められている。「調査」や「企画」を行った上で、施策に対して強く府市にこういうことが必要であると求めていくことが仕事。

行政から独立して一定の距離感を置いて議論するが、実際の施策は府市がやらなければならない。

○大阪アーツカウンシルはきちりと提案を行う。それを行政に受けていただいて、議会等で議論をしていただく。この会議で提案したことがそのまま形になるということではないが、それが施策や事業に反映されるようにしていくのが、本審議会及び大阪アーツカウンシルの議論の進め方である。

(佐藤委員)

- 報告のポイントとして、「企画」や「調査」は取組みを強化していくとされている。強化するためには、人員や予算が必要となるが、来年度の予算にはこれらが反映されるのか。

(事務局)

- 来年度の大阪アーツカウンシルの活動予算額は、本年度とほぼ同額を財政当局に要求しているが、予算額の中で大阪アーツカウンシルが活動しやすいように柔軟に対応していく。

(上田委員)

- 大阪アーツカウンシルには、文化芸術の分厚い層の事務局が必要だと思う。

(中川副会長)

- 事務局のバックアップはとても大事なことなので、府市担当者と大阪アーツカウンシルが一同に会する場を定期的に設けることを考えている。また、大阪アーツカウンシルの活動拠点である府立江之子島文化芸術創造センターにスタッフが集まる環境整備が必要。

(片山委員)

- 府立江之子島文化芸術創造センターは、民間企業が指定管理している。大阪アーツカウンシルの事務局は、民間企業の従業員、施設スタッフと府市職員の3者が混合で事務局を構成するイメージか。

(佐藤委員)

- 府立江之子島文化芸術創造センターに拠点があるが、指定管理者がアーツカウンシルの事務をやることはない。私が府立江之子島文化芸術創造センターに行くのは、週に1、2回程度。
- 大阪市文化アドバイザーの仕事は、大阪市の文化課に伺い、大阪府文化アドバイザーの仕事は、平成29年3月までは、大阪府の文化課に伺っていた。府立江之子島文化芸術創造センターに拠点ができてからは、そこで大阪府文化アドバイザーとして週に1日、別の1日をアーツカウンシル部会長として仕事をしている。

(事務局)

- 大阪アーツカウンシルは平成25年7月の発足以降定まった拠点がなかったが、平成29年3月以降、府立江之子島文化芸術創造センターの2階に活動拠点を置くこととな

った。これまでは、行政と距離を置くということがあまりにも前に出てしまっていたが、内容に応じて府市職員が一緒になって取組んでいきたい。

(藤野委員)

- 今年度の芸術文化魅力育成プロジェクトは、非常に面白い内容と思う。府内にある様々なクリエイティブ拠点をつなぐという提案は、よい動きだと思う。地域の人を巻き込んで面白いことをみんながワクワクしながらやっている、こういう芽が出てきていると感じる。
- 去年策定に関わった府市の文化振興計画の将来像は、民間の力を最大限に活かし、市民やアーティストの自主性、創造性を発揮されるよう「文化自由都市、大阪」を目指すということだった。3つの基本理念のひとつに「あらゆる人々が文化を通じていきいきと活動できる都市」がある。それは、市民、民間企業、アーティスト、行政が大阪の芸術文化の認識を深めながら多様な芸術文化活動を通じてつながり支え合い、あらゆる人々がいきいきと過ごせる都市を目指しますということ。今年度の芸術文化魅力育成プロジェクトのプログラムは、一つの種まきをしていると思う。
- アーツカウンシルなので、民間企業からも距離を保たなければならないが、皮肉なことに民間の力を最大限に活かすという基本理念の精神が薄れてしまっている気がする。大阪の力や魅力を一層発揮するのであれば、大阪で一番存在感のある民間企業と、よい形で自立して繋がっていくということも考えていくべきではないか。

(上田委員)

- 大阪の文化を取り巻く状況は、近年ますます厳しくなっていると感じており、これまで以上のもっと抜本的な調査が必要だと思う。また、大阪という広いエリアを対象として、アーツカウンシルが調査方針を示していくには、今後、より多くの人員と予算が必要になってくると思うので、しっかり対応してほしい。

(橋爪会長)

- ありがとうございました。ここで議事を締めたい。
- 部会からの報告によると、位置付けとしては、引き続き審議会の下にアーツカウンシル部会を設置し、維持することが望ましい。
- 方向性については、助言やサポート等、現場の視点に立った細かなレベルでの取組みを強化していく必要がある。そのため、「調査」や「企画」を強化して取組みの質を高めていくとともに、積極的に発信していかなければいけない。「調査」は、アーカイブとして将来の世代に残すためにも、これまで以上にしっかりと取組んでいくべきである。
- 運営体制については、部会委員やアーツマネージャーの報酬に関して引き続き適切に対処することを求めており、体制の強化にも触れられている。

○事務局としては、部会委員と府市の職員がこれまで以上に課題の共有を図り、定期的な対話の場を設けていく。

○大阪アーツカウンシルの体制を強化していくためには、府市において、予算をつけていただかなければいけないし、報告書記載事項をしっかりと認識していただきたいということを強く申し上げ、部会報告を承認し、審議会決定とさせていただき、大阪府知事、大阪市長に対し、機能強化についてしっかりと取り組んでいただきたいと申し上げる、ということによろしいか。

○（各委員異議なし）

○ありがとうございます。

3. 大阪アーツカウンシルの統括責任者について（議題2）

（橋爪会長）

○現在の統括責任者である佐藤委員の任期が、平成30年3月末までとなっている。次期統括責任者の任命については、共同設置規約第11条第4項に基づき公募すると定められている。前回の公募と同様、本審議会に選考部会を設置し、審査等を行いたい。なお、部会委員に関しては共同設置規約第11条第3項により、会長が指名することになっているが、公募の公平性、公正性を担保するため、部会委員の氏名は選考、審査終了まで、非公開にする必要がある。ついては、部会委員の選任は、私にご一任いただきたいが、よろしいでしょうか。

○（各委員異議なし）

○ご異議なしとのことで、ありがとうございます。選考部会は選考という性質上、公開すると公正かつ適切な執行に支障を生じることが予想されるので、「大阪府の会議の公開に関する指針」第3のただし書き（1）に基づき、非公開とさせていただきます。

○本日の議題は以上でございます。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。

—以上—